



# しぶや青色

令和2年 5月号 第581号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

## << 新型コロナウイルス感染症に伴うお知らせ >>

### ● 5月・6月の営業時間

5月～6月15日(月)の期間は予約制になります。

会員各位におかれましては、感染防止の観点からマスク着用や体調を整えて来所くださるようご協力をお願いいたします。

東京都「感染拡大防止協力金」の事前確認の受付締切は6月15日(月)です。また各種相談、確定申告、源泉徴収の納期の特例等でのご利用は6月16日(火)以降でお願いいたします。

\*すべて予約制になります。なお状況によっては予約制期間を延長する場合もございますので来所の際は事前にお電話でご確認ください。

### ● 経済産業省からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ

#### 日本政策金融公庫や商工中金の

新型コロナウイルス感染症特別貸付などをご支援できます。

最長で5年間  
元本の返済が不要

利子補給で  
金利負担が実質ゼロに

担保なしでの  
借入も可能です

4月以降も、状況に応じて、複数回の利用も可能です。

日本政策金融公庫 渋谷支店:03-3464-3311

商工中金 渋谷支店:03-3486-6511

## ● 税務署からのお知らせ

### 令和2年4月17日（金）以降の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付の対応について

令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、外出自粛要請等で期限内（令和2年4月16日（木）まで）に申告することが困難であった方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。**申告書の作成または来署することが可能になった時点**で税務署に申し出ただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

### 令和2年4月17日（金）以降の渋谷税務署における申告相談の対応について

4月17日（金）以降の渋谷税務署における申告相談につきましては、確定申告会場のように先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、皆様にお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、**事前予約制**とさせていただき、感染リスク防止により一層配意した形で行うこととなりました。**事前に渋谷税務署へ電話し、予約を**してご来署いただきますようお願いいたします。

### 来署を予定されている方へのお願い

渋谷税務署では、**咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方**の申告相談をご遠慮いただいております。

また、渋谷税務署においては、次の対策を講じ、感染拡大の防止に努めています。

- 職員に対する**手洗い・うがい・マスク着用**の徹底
- アルコール消毒液の設置**
- 体調がすぐれない職員を事務に従事させないこと

渋谷税務署に来署を予定されている皆様におかれましても、このような感染拡大防止策をご理解の上、**手洗い、マスクの着用、アルコール消毒液の利用**など、感染予防へのご協力をお願いします。

## 労働保険に加入していますか？ 青色申告会でお手伝いいたします

労働保険とは労働保険と雇用保険（失業保険）を総称したものです。労働者（専従者を除く）を一人でも使用している事業主さんは一部の事業を除き、労働保険に加入しなければなりません。

### ◇労災保険

業務中、業務が原因で起きた「負傷」「疾病」「障害」「死亡」または、通勤で災害を受けたとき必要な給付が受けられます。

### ◇雇用保険

被保険者の方が、定年、倒産、自己都合等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されるものです。

事業主さんや家族従事者なども労災保険に加入することができます。（特別加入制度）  
労働保険の申告、納付等の事務を事業主さんに代わって手続きしますので  
事務処理の負担が軽減されます。  
労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

### 《労働保険計算例》

事業内容 飲食業／従業員数 1名 支払い賃金総額 400万円（交通費・賞与含む）

労災保険	$400 \text{万円} \times 3 / 1000 = 1 \text{万} 2 \text{千円}$ (事業の種類により 2.5/1000 から 88/1000 までに分かれます。)
雇用保険	$400 \text{万円} \times 9 / 1000 = 3 \text{万} 6 \text{千円}$ (雇用保険は事業主と従業員の折半になります。) (事業の種類により 9/1000 から 12/1000 までに分かれます。)
一般拠出金	$400 \text{万円} \times 0.02 / 1000 = 80 \text{円}$
	<b>合計 48,080円</b>

上記の労働保険料の他に、少ない事務手数料で青色申告会がお手伝いをいたします。

※労働保険に関するお問い合わせは、事務局 八木まで

## 東京ディズニーリゾート「利用券」のご案内

東京ディズニーランドと東京ディズニーシーのチケット販売窓口等で販売しているパスポートをご購入の際に、「利用券」を提出すると1,000円の割引が受けられます。

**「利用券」は事務局でのお渡しのみとさせていただきます。**

(令和2年6月1日より先着20名様に配布いたします。会員1名様につき1枚までとさせていただきます。)



● 都税についてのお知らせ

## 5月は自動車税種別割の納期です

令和2年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月1日（金）に発送します。  
6月1日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口  
※一部、都税の取り扱いをしていない金融機関があります。

※令和元年10月1日から「自動車税」の名称が「自動車税種別割」に変わりました。制度は自動車税と同様です。



※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。  
※一部、都税の取り扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。  
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。



※インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。  
[都税クレジットカードお支払サイト](#)



A T M  
インターネット  
モバイル  
バンキング

※一部、都税の取り扱いをしていない金融機関があります。  
※金融機関・郵便局の （ペイジー）対応のATM（現金自動預払機）から納付できます。  
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。  
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

### 車検用の納税証明書（はがきサイズ）は郵送されません

納税証明書が必要な方は、納付後、約10日後に都税事務所・自動車税事務所等へ申請してください。  
車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができるようになっているため、ペイジー・クレジットカードで納付した方への車検用納税証明書（はがきサイズ）の郵送は平成28年3月末をもって終了しています。  
車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066  
詳しくは、東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）

東京都 主税局

● 6月の「税務相談日」（予定）

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用ください。

日 時	6月17日（水） 午前10時～午後4時
場 所	（一社）渋谷青色申告会事務局
費 用	無 料（1人約1時間を予定）
ご予約制です。事務局までお電話でどうぞ（TEL 3463-7043）	

